

プロジェクト 税効果会計

項目 本日の審議事項

## 前回までの検討事項

1. 税効果会計専門委員会（以下「専門委員会」という。）では、日本公認会計士協会（JICPA）から公表されている税効果会計に関する実務指針（会計処理に関する部分）について、第 329 回企業会計基準委員会及び第 30 回専門委員会以降、5 本の実務指針を以下のように 3 本の会計基準等に移管すべく、審議を行っている。

JICPA の実務指針	移管後の会計基準等（仮称）
<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 会計制度委員会報告第 6 号「連結財務諸表における税効果会計に関する実務指針」（以下「連結税効果実務指針」という。）</li> <li>➤ 会計制度委員会報告第 10 号「個別財務諸表における税効果会計に関する実務指針」（以下「個別税効果実務指針」という。）</li> <li>➤ 会計制度委員会「税効果会計に関する Q&amp;A」（以下「税効果 Q&amp;A」という。）</li> </ul>	(1) 「税効果会計に係る会計基準の適用指針（仮称）」（以下「税効果適用指針（案）」という。）
<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 会計制度委員会報告第 11 号「中間財務諸表等における税効果会計に関する実務指針」（以下「中間税効果実務指針」という。）</li> </ul>	(2) 「中間財務諸表における税効果会計に関する適用指針（仮称）」（以下「中間税効果適用指針（案）」という。）
<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 監査・保証実務委員会実務指針第 63 号「諸税金に関する会計処理及び表示に係る監査上の取扱い」（以下「監査保証実務指針第 63 号」という。）</li> </ul>	(3) 「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準（仮称）」（以下「法人税等会計基準（案）」という。）

## (表) これまでの審議

会計基準等（仮称）	企業会計基準委員会	専門委員会
(1) 税効果適用指針（案）	—	第 37 回（2016 年 7 月 21 日） 第 38 回（2016 年 8 月 8 日） 第 39 回（2016 年 8 月 31 日） 第 40 回（2016 年 9 月 20 日） 第 41 回（2016 年 10 月 11 日）
(2) 中間税効果適用指針（案）	—	—
(3) 法人税等会計基準（案）	第 340 回（2016 年 7 月 13 日） 第 344 回（2016 年 9 月 9 日） 第 346 回（2016 年 10 月 6 日） 第 347 回（本 日）	第 35 回（2016 年 6 月 10 日） 第 36 回（2016 年 6 月 28 日） 第 38 回（2016 年 8 月 8 日） 第 39 回（2016 年 8 月 31 日） 第 40 回（2016 年 9 月 20 日） 第 41 回（2016 年 10 月 11 日）

### 本日の審議事項

2. 第344回企業会計基準委員会において、監査保証実務指針第63号の内容は、他の税効果に関する実務指針の内容と必ずしも関連しないため、税効果適用指針(案)等に先行して、公開草案を公表することが了承された。
3. 本日は、監査保証実務指針第63号を法人税等会計基準(案)として公開草案を公表するにあたっての審議を行う。
  - 法人税等会計基準のコメント募集及び公開草案の概要(案)の検討(審議事項(3)-2)
  - 法人税等会計基準(案)の文案の検討(審議事項(3)-3及び審議事項(3)-3参考資料)
4. 第346回企業会計基準委員会及び第41回専門委員会で聞かれた意見については、審議事項(3)-4に記載している。

以 上